

消費動向調査の実査業務（案）に関する意見募集の結果について
 （意見公募期間：平成 27 年 11 月 6 日～平成 27 年 11 月 26 日）

1. 意見提出件数：1 件（1 社）
 2. 意見及び回答

番号	意見対象箇所	意見	回答
1	実査業務仕様書案 5 ページⅡ1(4)③世帯 名簿の作成及び調査 世帯の選定	<p>仕様書に記載されている「世帯名簿の作成及び調査世帯の選定は、平成 28 年 7 月から平成 30 年 6 月の調査世帯交代分までを作業範囲とし、平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月まで毎月作業を行うこと。」に以下の文章を追加して頂きたい。</p> <p>「平成 28 年 4 月から 6 月までの世帯名簿の作成及び調査世帯の選定は、現契約中の受託業者の委託範囲としているため、資料 3 「調査単位区世帯名簿の作成及び調査世帯の選定方法」に記載されている作業が完了されていることを内閣府で確認した上で、受託者に提供する。」</p> <p>【理由】 引き継がれる調査単位区世帯名簿（一般世帯・単身世帯）の完成度は、対象グループの調査精度に大きくかわるが、現受託事業者からの引き継ぎは、報告書等を用いての引き継ぎとされていることから、資料 3 に示された内容に基づいて作成されていることを内閣府で十分に確認した上で、受託者への貸与をお願いしたい。</p>	<p>事業者変更の際に、調査が継続してスムーズに行われるためには、調査世帯選定時に使用する調査単位区名簿をはじめとした前契約者からの引継は重要であることから、ご意見を踏まえ、実査業務案を以下のとおり修正します。</p> <p>ただし、本仕様書における業務の引継は、次期事業者に対する契約内容であるため、平成 30 年 4 月から 6 月までの作業範囲について文章を追加することとします。</p> <p>また、提出意見の趣旨を踏まえ、「実査業務仕様書案 1 ページⅡ1(2)内閣府からの貸与物件」に文章を追加します。</p> <p>【5 ページⅡ1(4)③2 段落目】 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定は、平成 28 年 7 月から平成 30 年 6 月の調査世帯交代分までを作業範囲とし、平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月まで毎月作業を行うこと。</p> <p>ただし、平成 30 年 4 月から 6 月の調査世帯交代時に使用する名簿については、平成 30 年度からの新規契約事業者が使用することとなるため、平成 30 年 3 月中に、内閣府が名簿の作成状況を確認することとする。</p> <p>【2 ページⅡ1(2)2 文目】 物件の貸与は、契約締結後に適宜行うこととするが、前契約から継続して使用する物件については、前契約事業者における委託範囲の作業が適切に実施されたことを確認した上で行う。</p>